

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和元年7月17日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長 他

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方、手を挙げてください。マルヤマさん。

○記者 TBSのマルヤマです。よろしくお願いします。

今日の議題の1に関してなのですが、委員長が委員会で述べていらっしゃった伊方のドラム缶の件なのですが、10条の通報はあったけれども、SEにしないという現場での判断なのですが、委員の方々の間では結構すんなり決まったものなのでしょうか。それとも、早く判断しなければいけないけれども、いろいろな議論があったのでしょうか。

○更田委員長 これは訓練中のことなので、各委員の了解をもらっているわけではありませぬけれども、別に隠すことでもないと思いますので、お話ししますと、委員会の判断は4対1で割れました。ただ、時間にして、どうですかね、10条通報を受けて、SEを宣言するかどうかは委員会を開く形、訓練ですので同じ部屋におりましたけれども、実際の緊急事態だと、私と山中委員は官邸にいて、ないしはまだERCにいてということが考えられますけれども、離れたところにいる場合でもテレビ会議等を使って、臨時の委員会という形をとって判断します。今回の例を申し上げますと、4対1で割れて、石渡委員がSEに該当するという判断、その他の私を含めて4名は、これはいくら何でも該当させるべきではないという判断で、その上で委員会としてSEに該当しないという判断をしました。

少し詳しくお話をしますと、これは訓練ですから、あくまで事故の想定ですが、一連の事故が起きている状態ないしは起きかかっている状態で、別途、廃棄物のドラム缶が転倒して、というのは、これは地震想定だったので、廃棄物のドラム缶が転倒して線量率がEALをたたいたと。ただ、EALは基本的に原子炉起源で放射線の線量率が上昇することを想定していますので、ちょっと応用問題的ではあったのですが、今回のケースは事業者からの報告で、放射線の起源がドラム缶、廃棄物であることが明白だったので、この状態で、例えば、PAZ圏内での要介護者の避難を開始するか、避難準備を開始するというのは、かえって二次的な被害を呼ぶ可能性がある。そこで、EAL

策定の時点でここまで考慮していたかどうかは別として、明らかに敷地緊急事態を宣言するには当たらないという判断を4名がして、委員会としてはSEに当たらないという判断をしました。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方、いらっしゃいますか。シゲタさん。

○記者 NHKのシゲタです。

先ほど広報室長名で出された柏崎市長への回答の件なのですが、こちらにある東京電力に対し事情や所要の確認を指導していく所存ですとあるのですが、これは具体的にどういったことをされる御予定か、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○更田委員長 具体的にということですが、おそらく、東京電力自ら改善措置を提案してくることでありたいとは思いますが、この会見でも既に申し上げましたけれども、ああいったファックスを、あらかじめ欄を設けておいてチェックするという形式は、今回のような凡ミスと呼びやすいことは明らかで、むしろ全ての設備に異常なしと、いくつものチェック欄にチェックつけるよりは、異常なしなら異常なしと手で書いた方が間違いがないわけで、そういった意味で、ファックスでの連絡での誤りが起きにくいようにする工夫というものがいくつもあり得るように思いますけれども、これはこちらからこうすべしというものではなくて、東京電力の改善活動を見ていくということになるだろうと思います。ふさわしい改善がなされない、ないしは明らかにきちんと考慮されていないということであれば、場合によっては現地事務所が指摘することもあるだろうとは思いますが。

○記者 改めてになるのですが、7月3日の委員会でもそうですし、委員長会見でも述べられてきたと思うのですが、今回のファックスによるミスというのは、万が一の事態において同じようなファックスのミスが起きても、そんなに致命傷になるミスではないという御認識でよろしいですか。その辺の御認識をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○更田委員長 最も大事なことは、こういった凡ミスが致命傷に結びつかないことが大事で、例えば、どんなにファックスの書式を工夫したところで、ミスは起きるだろうと思いません。むしろミスが起きることを前提に、1つのミスが致命的な判断の誤りにつながらないようにすることが大事であろうと思います。もちろん凡ミスが起きないにこしたことはないのは事実ではありますが。

さらに言えば、規制庁のERCにいる職員も、それから、現地の職員等も訓練を重ねて、何が非常に危機に早い時間で結びつくものか、そうでないものかというのは、知識や経験を重ねていますので、そういった意味で、例えば、同じ電源にしても、本体施設と使用済燃料プールであれば、影響が出てくるまでの時間に非常に大きな開きがありますので、個々の機器の重要度に関して知識を積み重ねていくことが緊急事態にあっては大変

重要だと思います。そういった意味で、今回の事例は山形県沖での地震で起きたものですけれども、一つの教訓にはなったであろうと思いますので、やはり訓練の重要性を改めて示唆しているのであろうとは考えています。

○記者 もう一点だけお伺いしたいのですが、今日の委員会で、先ほどの質問でもありましたけれども、10条とSE、敷地緊急事態の関係で、一般的に10条が出ると敷地緊急事態につながるのかなという意識も、私もあったのですけれども、分かりにくさというのは、何とか解消できる努力は、今後、何か御予定されていることはありますでしょうか。

○更田委員長 これは今日の委員会でも申し上げましたけれども、余り簡単な話ではないと思っています。というのは、本来であれば、今回のような事例を考えると、10条とSEとの間には一定の距離があってしかるべきで、その間に判断が入るべきだと思いますけれども、まさに御質問の中にあつたように、10条の通報はうちにだけ来るのではなくて、市町村、自治体にも同時にファックスが飛んでいきます。そうすると、自治体は10条通報を事業者から受け取った、だけれども、SEの宣言はまだ私たちから出ないという状態が生まれると、やはり一定の混乱の引き金になってしまうのではないかと懸念されます。そういった意味で、分かりやすさであるとか、あるいは防護措置に対するプロセスをシンプルなものにするという点からすると、10条とSEは結びついているほうが好ましいのも事実です。一方で今回の事例のように、10条通報はあるけれども、SEをたたいてしまうと、防護措置自体による二次的な被害等を考えなければならない。そういったケースがどうしても生まれてしまうので、できるだけ10条とSEとの間の距離を縮めるようにEALを設定しておく。これは15条でもそうですけれども、EAL、OILの設定を緻密にしておくことは重要ですが、しかし、決して判断しなければならないような状況をなくすことはできないので、持論としては10条とSE、15条とGEの間には一定の判断の余地があつていいと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

昨日、実は東京電力の定例会見で質問した回答がありまして、それはどういう中身かといいますと、例の日本原電に対する東京電力の支援の問題なのですが、彼らは、低廉で安定な電源であれば支援する。ただ、低廉で安定、その他いろいろな条件がついていたのですけれども、でなければ支援しないこともあり得るという回答を昨日しました。これは初めて、要するに支援しない可能性について言及したのは、私の知り得る限りでは初めてなのですけれども、もし支援しないという形になると、規制委員会が重要視していた経理的基礎というのが失われることになるのではないかと懸念するのですが、委員長はいかがお考えでしょうか。

○更田委員長 それはもとより東京電力が日本原電に対して支援をする、資金的な支援を

するというのは東京電力の経営上の判断ですので、当然、将来に対する見通しが異なったものになれば、その投資について判断を改めるということは、東京電力としてあり得るのだらうと思います。

日本原電の、では、東海第二原子力発電所に係る経理的基礎について言えば、東京電力が日本原電に対する資金的支援を行わないという判断をすれば、私たちの経理的基礎にかかわる判断に関しても、前提が変わってくるということになるのだらうと思います。

ただ、これは東京電力が、東海第二が安定で低廉な電源かどうかという判断にかかわるもので、当然、どのような判断でも、100%こうする云々というような経営判断というのはもとよりないものですから、東京電力の発言一つを捉えて、今の時点で前提が変わったというような認識を持っているわけではありませんけれども、繰り返しますけれども、東京電力が明確な表明をして、支援を行わないということになれば、これは経理的基礎に関わる前提が変化することになるので、これはしかるべき対処が必要になるのだらうとは思っています。

- 記者 その部分を確認したいのですが、経理的な基礎が失われた場合に、経理的基礎というのは、おそらく設置変更許可を構成する重要な要素だと思うのですが、それが失われた場合は、設置変更許可の取り消しということもあり得るのでしょうか。
- 更田委員長 これはちょっと仮定の話ではありますが、確かに設置変更許可で私たちが下した判断の一部を構成していることは事実ですが、もとより経理的基礎が失われた場合というのは、そもそも工事が進行しないであらうと思えますし、日本原電からその場合には一定の意思表示があるのではないかと思いますけれども、やや仮定の話ですので、今の時点で明確にこうであるということをお答えするのはちょっと早いと思えます。
- 記者 最後にしますけれども、それは、前もお伺いしたところですが、結果として使用前検査は通らないし、だから、動きません、そういうことですよと、たしか委員長はそういう類いの御回答だったと思うのですが、しかし、そうではなくて、設置変更許可を与える、与えないというのは、それはもう法令上の処分の問題ですので、そこにさかのぼって判断するのが法令としては妥当なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
- 更田委員長 法令上のおっしゃいますけれども、その取り消しが実質的な価値を持たないという判断もあって、要するに取消しの理由がないというのは、そもそも工事が行われないので、設置変更許可の取り消しまでわざわざ及ばないという判断もあるのだらうと思えますけれども、いずれにしろこれは法令上の整理の話なので、その仮定が仮に現実のものとなったときのプロセスについては、そのときに検討することになると思えます。
- 司会 ほか、御質問のある方。ユイさん。

○記者 新潟日報のユイと申します。お願いします。

お話が戻ってしまうのですけれども、柏崎市の要望書についてなのですが、そもそも余り前例のない要望書だったかと思うのですけれども、安全あるいは安心を担保する主体について、立地自治体との認識の差のようなものが露呈した形なのかなとも思うのですけれども、今回の件を受けて、今後の立地自治体との関わりについて、何か御所見がありましたら、お聞かせください。

○更田委員長 例えば、なかなか調整がとれないで、そうそう頻繁にはできないですけれども、これまでも、サイトを私たちが視察をする際に、御地元との間の調整ができた場合には、地元の各県知事さん並びに地元の各市町村の方々との意見交換というのを。

このときに伺う話というのは、やはり現地に行くということには非常に意味があって、生の声を聴く。これ、振り出しは玄海でやりましたけれども、このときとてもいい経験であると考えたので、私自身が参加できなかった鹿児島の場合もありますけれども、福井県であるとか、事例を積み上げてきているので、今後とも現地での市町村、特に首長さん方からの声を聴くということは続けていきたいと思っています。

それから、温度差といいますか、感覚の差というのは、一定程度致し方のない部分もあるのだろうとは思っているのです。というのは、心配をする主体からしたら、どんな小さなことであって心配の種であるから、小さなことも全て厳しく取り締まられるべきだとお考えになるのは、私はこれは当然のことだろうと思うのです。

一方で、規制をする側や規制される側からすると、規制と被規制者との間の関係において、規制当局がどんな小さなことでも全て見逃さずに指摘をして、目を光らせて、手とり足とり指導するという体制というのは、これは逆に言うと、事業者の自主性であるとか、あるいは自らの施設の安全は自らが真剣になって考えるという姿勢を損ねてしまうところもある。

ですから、御質問はなかなか難しいところを突いていて、私たちは、意識や気持ちにおいて、例えば御地元の御心配というのは理解もするし、また、感じなければいけないのですけれども、一方で、規制実務においては、その心配に全て応えるということが必ずしもよい結果を生まないことがあるので、ここはなかなか難しいところだと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、アラキさん。

○記者 毎日新聞のアラキです。

以前の委員長会見の方で、たしか六ヶ所村の再処理工場についての審査会合なのですけれども、8合目だと思っていたら、そうではないことが分かったなどという、そんな感じの御発言をされていたかと思うのですけれども、先週末には改めてまた再処理工場

の審査会合がありまして、火山については追加の説明を求めておりまして、断層については、次回で説明を求められているという現状があるかと思えます。

私の印象としては、もう少し審査が続くのかなと考えているのですが、委員長の御認識として、改めて今の進捗状況に対して、お考えをお聞かせ願えればと思います。

○更田委員長 まず、ストレートにお答えすると、もうしばらく審査は続くと思います。それは審査会合という形をとって、まだ少し審査は続くと思っています。

それから、これまでにしてきた発言の中に不用意なものがあったかもしれないけれども、8合目と言えるような状況ではまだない。何合目と数字であらわせるような状況ではないという認識は変わっていません。

例えば出戸西方断層に関しても、日本原燃は調査が終了したと言っているけれども、まだその内容について説明を受けているわけではないので、その調査が十全なものであるかどうか、その調査の結果に基づいて判断ができるかどうかというのは、まだこれからの話ですので、そういった意味で、今の時点において、数値的にどこまで来ていると申し上げるような状況ではありませんし、地震・津波だけではなくて、施設の方についても、まだしばらく審査は続くという認識をしています。

○記者 そうなりますと、数値は難しいとおっしゃいましたが、数か月とか、そういったスパンぐらいと考えてよろしいですか。

○更田委員長 そういう申し上げ方をしているつもりです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—